四、栄光時計株式会社に対する件

昭和五一年（排）第二号

排除命令

大阪市東区博労町五丁目三六番地
栄光時計株式会社
右代表者　代表取締役　小谷　稔

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　栄光時計株式会社は、時計の小売業者を対象に、「七五年栄光ツアー・バアゼル・フェアを見よう！ヨーロッパ旅行」と称する旅行の企画に基づいて行つている景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四二年公正取引委員会告示第一七号）第一項の規定に違反するものである旨をすみやかに公示するとともに、その取引先である小売業者に対し、これと同一内容の通知をしなければならない。この公示及び通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、前項記載の景品類を供与してはならない。

三　同社は、今後一年間、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除く景品類

の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて行つた公示及び通知について、すみやかに、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　栄光時計株式会社（以下「栄光時計」という。）は、肩書地に本店を置き、時計、宝石及び貴金属の卸売業を営む事業者であり、輸入時計「ロンジン」を販売している。

二(一)　栄光時計は、同社の直接販売先である時計の小売業者を対象として、「七五年栄光ツアー・バアゼル・フェアを見よう！ヨーロッパ旅行」と称する旅行を行うことを企画し、小売業者がこの旅行に参加するに当っては、①参加費用四〇万円を支払う②参加する小売業者が昭和五〇年一年間に「ロンジン」を二四〇万円仕入れた場合には、その一か月後に現金二〇万円を返済する、つまり栄光時計が旅行費用の半額を負担するものである旨を通知し、右旅行の参加者を募り、同年四月一九日から二八日の一〇日間右旅行を実施した。

(二)　栄光時計は、前記(一)記載の企画に基づき、右旅行参加小売業者のうち、昭和五〇年一〇月二一日現在において、「ロンジン」の購入額が二四〇万円に達した者七名に対し、一名につき現金二〇万円を提供している。

三　しかるに、栄光時計が相手方事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は年一〇万円までであるから、同社の提供している前記景品類の価額はこの制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、栄光時計の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五二年一月二七日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久

委員　青山春樹